

平成 25 年度における公文書等の管理等の状況について

(行政文書の管理の状況)
(法人文書の管理の状況)
(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

平成 27 年 1 月

内閣府大臣官房公文書管理課

目 次

はじめに	1
○ 行政文書の管理の状況について	3
I 対象機関	3
II 対象期間	4
III 報告の概要	5
1 行政文書ファイル等の作成等の状況	5
(1) 行政文書ファイル等の保有数	
(2) 行政文書ファイル等の媒体の種別	
2 行政文書ファイル等の管理の状況	8
3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	10
(1) 移管	
(2) 廃棄	
(3) 保存期間の延長状況	
(4) 行政文書ファイル保存要領・集中管理の推進に関する方針の整備状況	
4 文書管理に係る研修の実施状況	17
5 点検及び監査の実施状況	18
(1) 点検の実施状況	
(2) 監査の実施状況	
6 行政文書ファイル等の紛失等の状況	19
(1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況	
(2) 職員の処分の状況	
＜資料＞ 行政機関別内訳表	
資料1 行政文書ファイル等の保有数	23
資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別	24
資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況	25
資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	26
資料5 国立公文書館等への移管ファイル等数	27
資料6 廃棄に係る協議の状況	28
資料7 保存期間の延長理由	29
資料8 保存期間の延長状況	30
資料9－1 研修の実施状況（研修の実施回数）	31
資料9－2 研修の実施状況（研修の実施内容）	32
資料10 点検の実施状況	33
資料11 監査の実施状況	34
資料12 紛失、誤廃棄等の状況	35
資料13 その他の不適切な文書管理の状況	36
資料14 点検及び監査の実施状況（指摘事項及び改善等措置状況）	37

○ 法人文書の管理の状況について	39
I 対象機関	39
II 対象期間	40
III 報告の概要	41
1 法人文書管理規則の制定及び公表状況	41
2 法人文書ファイル管理簿の整備及び公表状況	41
(1) 整備・公表状況	
(2) 事項の記載状況	
3 法人文書ファイル等の管理の状況	42
(1) 法人文書ファイル等の保有数	
(2) 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況	
(3) 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	
(4) 法人文書ファイル保存要領及び集中管理の推進に関する方針の整備状況	
4 研修の実施状況	50
5 点検及び監査の実施状況	51
(1) 点検の実施状況	
(2) 監査の実施状況	
6 法人文書ファイル等の紛失等の状況	53
<資料> 独立行政法人等別内訳表	
資料1 法人文書ファイル等の保有数等	55
資料2 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況	59
資料3 移管又は廃棄等の状況	63
資料4 保存期間の延長理由	67
資料5 研修の実施状況	72
資料6 点検の実施状況	76
資料7 監査の実施状況	80
資料8 紛失等の状況	84
資料9 点検及び監査の実施状況（指摘事項及び改善等措置状況）	85

○ 特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について	87
I 対象施設	87
II 対象期間	87
III 報告の概要	88
1 保存の状況	88
(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況	
(2) 利用制限区分の状況	
2 移管受入れの状況	91
3 利用請求及び処理の状況	92
(1) 利用請求件数	
(2) 利用請求の処理状況	
4 利用決定の状況	94
(1) 利用決定件数	
(2) 利用決定までの期間の状況	
5 利用の状況	98
6 異議申立ての状況	99
7 訴訟の状況	100
8 利用の促進の状況	100
(1) 簡便な方法による利用の状況	
(2) 複製物の作成の状況	
(3) デジタルアーカイブの実施状況	
(4) 展示会及び見学会の開催状況	
(5) 特定歴史公文書等の貸出し	
(6) 原本の特別利用の状況	
(7) レファレンスの実施状況	
9 特定歴史公文書等の廃棄の状況	108
10 研修及び講師派遣の状況	108
11 その他の取組状況	110

<資 料>

資料1 平成25年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等	111
資料2 展示会の開催状況	113

はじめに

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）は、「行政文書」、「法人文書」及び「特定歴史公文書等」を総称して「公文書等」として定義し（第 2 条第 8 項）、この公文書等の管理について、基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることとしており、

これらの状況を把握するため、

- ① 第 9 条においては、行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について
- ② 第 12 条においては、独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について
- ③ 第 26 条においては、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

それぞれ、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならないと規定しており、内閣総理大臣は、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表することとされている。

本冊子は、上記各条に基づき、平成 25 年度におけるこれらの状況について、各機関からの報告を受け、その概要を取りまとめたものである。

(行政文書の管理の状況)

平成 25 年度における行政文書の管理の状況について

I 対象機関

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる全ての行政機関（554 機関）

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（20 機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、原子力防災会議、人事院、復興庁

（注）本調査結果においては、下線を付した機関は、内閣官房の内数としている。

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（7 機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁

第 3 号 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（28 機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）
＜国家公安委員会に置かれる特別の機関＞
警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（497機関）

＜法務省に置かれる特別の機関＞

検察庁

（注） 公文書管理法においては、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁を、それぞれ一の行政機関としてその対象としている。

本調査結果においては、まとめて1機関としている。

第6号 会計検査院（1機関）

（注） 1 安全保障会議は、平成25年12月4日に国家安全保障会議に組織改編。

2 国土強靱化推進本部は、平成25年12月11日に設置。

3 社会保障制度改革推進本部は、平成26年1月12日に設置。

4 特定個人情報保護委員会は、平成26年1月1日に設置。

II 対象期間

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の状況
時点を問うものは、平成26年3月31日時点（※）の状況

※ ただし、会計検査院においては、12月31日に保存期間が満了するものが大多数であるため、平成25年12月31日時点の状況

Ⅲ 報告の概要

1 行政文書ファイル等の作成等の状況

行政機関の職員は、公文書管理法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている（同法第4条）。これに基づき、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有する「行政文書」（同法第2条第4項）は、能率的な事務又は事業の処理及びその適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認めるものを除き、適時に、相互に密接な関連を有するものを一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならないとされている（同法第5条第2項）。

(1) 行政文書ファイル等の保有数

各行政機関が保有する行政文書ファイル及び単独で管理する行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の保有数は、表1のとおり、15,277,633ファイルであり、その内訳は、本省庁が1,116,844ファイル(7.3%)、施設等機関が704,907ファイル(4.6%)、特別の機関が2,970,427ファイル(19.4%)、地方支分部局が10,485,455ファイル(68.6%)となっている。

このうち、平成25年度に新規に作成又は取得された行政文書ファイル等は2,603,087ファイルであり、その内訳は、本省庁が93,469ファイル(3.6%)、施設等機関が120,194ファイル(4.6%)、特別の機関が1,120,263ファイル(43.0%)、地方支分部局が1,269,161ファイル(48.8%)となっている。

平成24年度と比べると、行政文書ファイル等の保有数は1,037,419ファイル（対前年度7.3%）増加している。

表 1 行政文書ファイル等の保有数

(単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数					
	総数	本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
平成25年度	15,277,633 (100.0)	1,116,844 (7.3)	704,907 (4.6)	2,970,427 (19.4)	10,485,455 (68.6)
うち新規	2,603,087 (100.0)	93,469 (3.6)	120,194 (4.6)	1,120,263 (43.0)	1,269,161 (48.8)
平成24年度	14,240,214 (100.0)	1,087,907 (7.6)	643,729 (4.5)	2,710,548 (19.0)	9,798,030 (68.9)
うち新規	2,594,449 (100.0)	106,568 (4.1)	122,894 (4.7)	1,002,080 (38.6)	1,362,907 (52.5)
平成23年度	14,672,757 (100.0)	1,339,572 (9.1)	676,974 (4.6)	2,556,460 (17.4)	10,099,751 (68.9)
うち新規	2,159,446 (100.0)	149,638 (6.9)	121,594 (5.6)	655,481 (30.4)	1,232,733 (57.1)

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。
2 ()内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考1) 保有する行政文書ファイル等数が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数				
	本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局	
国土交通省	2,960,107 (100.0)	50,397 (1.7)	17,226 (0.6)	33,679 (1.1)	2,858,805 (96.6)
国税庁	2,736,452 (100.0)	28,461 (1.0)	13,703 (0.5)	16,738 (0.6)	2,677,550 (97.8)
防衛省	2,692,776 (100.0)	27,437 (1.0)	14,380 (0.5)	2,554,037 (94.8)	96,922 (3.6)
法務省	1,594,497 (100.0)	63,321 (4.0)	517,213 (32.4)	0 0.0	1,013,963 (63.6)
厚生労働省	1,494,021 (100.0)	72,278 (4.8)	47,002 (3.1)	0 0.0	1,374,741 (92.0)

(注) ()内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 行政文書ファイル等の媒体の種別

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 15,277,633 ファイルについて、その媒体の種別ごとにみると、表2のとおり、紙媒体が 14,238,460 ファイル(93.2%)、電子媒体が 999,342 ファイル(6.5%)、その他の媒体が 39,831 ファイル(0.3%)となっており、紙媒体がその大多数を占めている。

平成24年度と比べると、全ての行政文書ファイル等に占める紙媒体の割合が減少(△1.4%)し、電子媒体の割合が増加(1.3%)している。

表2 行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数(再掲)		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
平成25年度	15,277,633 (100.0)	14,238,460 (93.2)	999,342 (6.5)	39,831 (0.3)
うち新規	2,603,087 (100.0)	2,477,920 (95.2)	124,584 (4.8)	583 (0.0)
平成24年度	14,240,214 (100.0)	13,468,615 (94.6)	745,479 (5.2)	26,120 (0.2)
うち新規	2,594,449 (100.0)	2,439,951 (94.0)	154,207 (5.9)	291 (0.0)
平成23年度	14,672,757 (100.0)	14,023,805 (95.6)	612,308 (4.2)	36,644 (0.2)

- (注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム、個別業務システム等で管理される行政文書ファイル等を表す。
 2 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。
 3 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。
 4 ()内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考2) 電子媒体による行政文書ファイル等の保有割合が高い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数			
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
消防庁	4,365 (100.0)	2,002 (45.9)	2,363 (54.1)	0 0.0
うち新規	655 (100.0)	230 (35.1)	425 (64.9)	0 0.0
総務省	188,886 (100.0)	88,924 (47.1)	99,962 (52.9)	0 0.0
うち新規	16,017 (100.0)	4,094 (25.6)	11,923 (74.4)	0 0.0
国家公安委員会	195 (100.0)	127 (65.1)	68 (34.9)	0 0.0
うち新規	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	0 0.0
国税庁	2,736,452 (100.0)	2,281,988 (83.4)	451,875 (16.5)	2,589 (0.1)
うち新規	396,974 (100.0)	311,973 (78.6)	84,912 (21.4)	89 (0.0)
資源エネルギー庁	8,314 (100.0)	7,061 (84.9)	1,253 (15.1)	0 0.0
うち新規	1,129 (100.0)	1,055 (93.4)	74 (6.6)	0 0.0

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。
2 ()内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

2 行政文書ファイル等の管理の状況

行政文書ファイル等は、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとされている(公文書管理法第5条第1項及び第3項)。また、保存期間が満了したときに、歴史公文書等に該当するものとして国立公文書館等に移管する措置をとるか、それ以外のものとして廃棄する措置をとるかを、保存期間満了前のできる限り早い時期に定めなければならないとされている(同条第5項)。

この保存期間が満了したときの措置は、「行政文書ファイル管理簿」に記載し、公表することとされており(同法第7条)、各行政機関の行政文書ファイル管理簿は、それぞれのホームページに掲載されるとともに、電子政府の総合窓口(e-Gov)(<http://www.e-gov.go.jp/>)からも閲覧できるようになっている。

(1) 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況

公文書管理法では、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、行政文書ファイル等の内容を最も熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的として、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）を定めることとされている。

なお、各行政機関が保有する行政文書ファイル等には、公文書管理法施行以前に作成され、保有しているものが大量にあるが、法施行前に作成・取得した行政文書ファイル等についても、原則として法施行後3年以内を目途にレコードスケジュールを定める作業を終えるよう、内閣府から各行政機関に対して要請を行っている。

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 15,277,633 ファイルについて保存期間が満了したときの措置（移管又は廃棄）の設定状況を見ると、表3のとおり、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが13,853,015 ファイル（90.7%）、未設定としているものが1,424,618 ファイル（9.3%）となっている。

平成24年度と比べると、設定済みファイルの割合が83.5%から90.7%に増加している。

このうち、平成25年度に新規に作成又は取得された2,603,087 ファイルについては、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが2,596,057 ファイル（99.7%）となっており、ほとんどのファイルについて保存期間満了時の措置が付与されている。

表3 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況

（単位：ファイル、%）

行政文書ファイル等数（再掲）		設定済みとしているもの	未設定としているもの
平成25年度	15,277,633 (100.0)	13,853,015 (90.7)	1,424,618 (9.3)
うち新規	2,603,087 (100.0)	2,596,057 (99.7)	7,030 (0.3)
平成24年度	14,240,214 (100.0)	11,884,027 (83.5)	2,356,187 (16.5)
うち新規	2,594,449 (100.0)	2,520,067 (97.1)	74,382 (2.9)
平成23年度	14,672,757 (100.0)	8,750,305 (59.6)	5,922,452 (40.4)
うち新規	2,159,446 (100.0)	1,929,022 (89.3)	230,424 (10.7)

（注）1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

2 （ ）内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、あらかじめ設定された保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）に従い、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないとされており（公文書管理法第8条第1項）、廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている（会計検査院は除く。同条第2項）。

なお、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）別表において定める有期の最長の保存期間は30年であるが、保存期間及び保存期間の満了する日は、公文書管理法第5条第4項及び同法施行令第9条の規定に基づき、延長することができることとされている。

各行政機関において、平成25年度に保存期間が満了した（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）行政文書ファイル等は2,807,495ファイルであり、その移管・廃棄等の状況をみると、表4のとおり、「移管」することとされたものが9,798ファイル(0.3%)、「廃棄」することとされたものが1,751,434ファイル(62.4%)、保存期間を「延長」することとされたものが1,046,263ファイル(37.3%)となっている。

平成24年度と比べると、「移管」及び「廃棄」することとされたファイル数が減少（移管：△2,855ファイル、廃棄：△558,109ファイル）し、「延長」することとされたファイル数が約83万ファイル増加しているが、これは、各行政機関から提出されたレコードスケジュール付与状況の確認作業が、平成25年度末までに終了せず、結果的に延長手続を行ったことによることが要因の一つである。

表4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄の状況

(単位：ファイル、%)

保存期間満了行政文書ファイル等数		移管	廃棄	延長
平成25年度	2,807,495 (100.0)	9,798 (0.3)	1,751,434 (62.4)	1,046,263 (37.3)
平成24年度	2,537,963 (100.0)	12,653 (0.5)	2,309,543 (91.0)	215,767 (8.5)
平成23年度	2,339,901 (100.0)	17,140 (0.7)	2,164,048 (92.5)	158,713 (6.8)

(注) ()内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(1) 移管

保存期間が満了した行政文書ファイル等が歴史公文書等に該当する場合には、国立公文書館等に移管しなければならないとされており（公文書管理法第8条第1項）、宮内庁にあっては宮内庁書陵部図書課宮内公文書館に、外務省にあっては外務省大臣官房総務課外交史料館に、その他の行政機関にあっては独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）に移管されることとなる。

各行政機関において、平成25年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等で国立公文書館等へ移管することとされたものは、9,799ファイルであり、その移管先は、表5のとおりである。当該ファイルは平成26年度に移管されることとなる。

なお、平成24年度と比べると、移管されとした行政文書ファイル等数は12,652ファイルから9,799ファイルへと減少している。

表5 国立公文書館等への移管ファイル等数

(単位：ファイル)

	国立公文書館	宮内公文書館	外交史料館	合計
平成25年度	5,037	239	4,523	9,799
平成24年度	6,296	273	6,083	12,652
平成23年度	6,087	304	4,138	10,529

(注) 国立公文書館への移管は年度単位であり、会計検査院は行政文書ファイル等を暦年で管理しているため、移管ファイル等数の合計は、表4の移管ファイル等数と一致していない。

(参考3) 国立公文書館等への移管ファイル等数が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	移管ファイル等数	平成25年度保存期間 満了ファイル等数	移管文書の例
外務省	4,523 (20.8)	21,695 (100.0)	外交記録 国際会議関係資料
経済産業省	730 (2.8)	25,873 (100.0)	昭和37年鉱業法改正関係資料 産業構造審議会関係資料
財務省	556 (0.5)	107,856 (100.0)	財政制度等審議会関係資料 概算閣議請議
厚生労働省	449 (0.2)	240,900 (100.0)	中央最低賃金審議会諮問等 第69回ILO総会(昭和58年度)
内閣法制局	401 (69.5)	577 (100.0)	法律案審議録 政令案審議録

(注) () 内は、平成25年度保存期間満了行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考4) 保存期間が満了したファイル等に占める「移管」の割合が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	移管ファイル等数	平成25年度保存期間 満了ファイル等数	移管文書の例
内閣法制局	401 (69.5)	577 (100.0)	法律案審議録 政令案審議録
公害等調整委員会	63 (36.8)	171 (100.0)	公害等調整委員会会議資料 公害苦情処理事例集
外務省	4,523 (20.8)	21,695 (100.0)	外交記録 国際会議関係資料
中央労働委員会	92 (17.3)	533 (100.0)	新賃金調停 労働争議関係書類
宮内庁	239 (12.1)	1,974 (100.0)	行事関係録(昭和58年) 業務記録(平成20年)

(注) () 内は、平成25年度保存期間満了行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 廃棄

各行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）において保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることが必要となっている（公文書管理法第8条第2項）。

各行政機関からなされた廃棄に係る協議及び内閣総理大臣の同意の状況をみると、表6のとおり、平成25年度に保存期間が満了する行政文書ファイル等について、平成26年3月31日までに廃棄に係る協議がなされたものは855,527ファイルとなっており、このうち、同意がなされたものは483,300ファイル（56.5%）、廃棄が不相当であるとして同意を得られなかったもの（不同意）は該当がなかった。

また、平成25年度に保存期間が満了し、廃棄することとされた行政文書ファイル等数（1,751,434ファイル：表4参照）と表6における廃棄に係る協議数（855,527ファイル）との相違については、保存期間満了後の措置は決定していたものの、平成25年度末までに正式な廃棄協議の手続が行われなかったことによるものである。

表6 廃棄に係る協議の状況

（単位：ファイル、％）

廃棄に係る協議数		同 意	不 同 意	協 議 中
平成25年度保存期間満了分	855,527 (100.0)	483,300 (56.49)	0 0.00	372,227 (43.51)
平成24年度保存期間満了分	2,443,227 (100.0)	2,442,590 (99.97)	637 (0.03)	-
平成23年度保存期間満了分	2,270,365 (100.0)	2,269,555 (99.96)	810 (0.04)	-

- (注) 1 会計検査院は、協議対象ではないことから、本表の数値には含まれていない。
 2 ()内は、廃棄に係る協議数に占める割合を表す。
 3 平成25年度保存期間満了分は、平成26年3月31日までに内閣府へ廃棄に係る協議がなされたものを計上している。
 4 平成24年度保存期間満了分は、25年度に24年度保存期間満了分として廃棄に係る協議がなされたものを含む。

(3) 保存期間の延長状況

行政機関の長は、現に監査、検査等の対象となっているもの、訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があったものといった特別な事情がある場合には、保存期間満了後も、それぞれに対応するため当該事情が終了するまで行政文書ファイル等を保存しなければならないこととされている（公文書管理法施行令第9条第1項）。

また、行政機関の長が職務の遂行上必要があると認める場合についても、その必要な限度において、一定の期間を定めて延長することができることとされている（同条第2項）。

ア 延長理由

表4において、平成25年度に保存期間が満了する予定であったものの、当該保存期間を「延長」することとした1,046,263ファイルについて、その延長の理由についてみると、表7のとおり、公文書管理法施行令第9条第1項に掲げる事情に基づき延長を行っているものは、826ファイル(0.1%)であり、残る1,045,437ファイル(99.9%)は同条第2項に基づく職務遂行上の必要による延長となっている。

同条第2項に基づく延長における「職務の遂行上必要がある」とした理由をみると、国会関係用務や法令の制定又は改廃用務等のために必要との理由もあるが、その多くは、平成25年度中にレコードスケジュール付与状況の確認が終了せず、結果的に延長の手続を行ったというものである。

表7 保存期間の延長理由

(単位：ファイル、%)

延長ファイル等数（再掲）		公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長				公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長	
		第1号 (監査・検査)	第2号 (係属する訴訟)	第3号 (不服申立て)	第4号 (開示請求)		
平成25年度	1,046,263 (100.0)	826 (0.1)	293 (0.0)	41 (0.0)	208 (0.0)	284 (0.0)	1,045,437 (99.9)
平成24年度	215,767 (100.0)	1,128 (0.5)	606 (0.3)	80 (0.0)	29 (0.0)	413 (0.2)	214,639 (99.5)
平成23年度	158,713 (100.0)	4,759 (3.0)	3,691 (2.3)	230 (0.2)	307 (0.2)	531 (0.3)	153,954 (97.0)

(注) () 内は、延長ファイル等数に占める割合を表す。

イ 延長期間

公文書管理法施行令第9条第2項に基づく保存期間の延長は、文書管理者が職務の遂行上必要があると認める場合に、その必要な限度において、一定の期間を定めて延長することができるものである。このため、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）では、職務遂行上の必要性が乏しいにもかかわらず、当該保存期間を延長した場合の保存期間が通算で60年を超える場合など、その延長理由に合理性がないと考えられる場合は、改善を図ることとしている。

同項に基づき保存期間を延長した1,045,437ファイルのうち、表8のとおり、保存期間を30年以上延長したものが5,395ファイル、通算の保存期間が60年以上となるものが9,965ファイルあり、それぞれ平成24年度と比べると減少している。

なお、通算の保存期間が60年以上となるものには、職員の人事に係る「公務災害の認定について」（営林署関係）や保存期間100年を超えるものとして、刑事確定訴訟記録を管理するための「保管記録保管簿」などがみられた（参考5参照）。

表8 保存期間の延長状況

(単位：ファイル)

公文書管理法施行令第9条第2項に基づき			
保存期間を延長したファイル等数（再掲）		保存期間を30年以上延長したもの	通算の保存期間が60年以上となるもの
平成25年度	1,045,437	5,395	9,965
平成24年度	214,639	6,484	11,078
平成23年度	153,954	4,316	7,173

(参考5) 通算の保存期間が60年以上の件数が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	公文書管理法施行令第9条第2項に基づく保存期間を延長したファイル等数		主な事例
		通算の保存期間が60年以上となるもの	
林野庁	7,825 (100.0)	4,485 (57.3)	・遺族補償年金の支給決定について ・公務災害の認定について
文化庁	10,619 (100.0)	1,985 (18.7)	・宗教法人(認証等) ・公益法人(設立)
文部科学省	24,965 (100.0)	1,980 (7.9)	・学校法人(設立・変更届) ・公益法人(設立・変更届)
検察庁	32,609 (100.0)	320 (1.0)	・保管記録保管簿 ・例規綴
公安調査庁	14,493 (100.0)	320 (2.2)	・資料台帳 ・通達・訓令等

(注) ()内は、施行令第9条第2項に基づく延長ファイル等数に占める割合を表す。

(4) 行政文書ファイル保存要領・集中管理の推進に関する方針の整備状況

「ガイドライン」では、総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、「行政文書ファイル保存要領」を作成するものとしてとされている。

また、公文書管理法第6条第2項において、行政機関の長は行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない旨を規定し、「ガイドライン」の「第5 保存」の「3 集中管理の推進」において、各行政機関の総括文書管理者は遅くとも平成25年度までに「集中管理の推進に関する方針」を定めるものとされている。

「行政文書ファイル保存要領」については2行政機関(原子力防災会議及び特定個人情報保護委員会)、「集中管理の推進に関する方針」については4行政機関(内閣法制局、原子力防災会議、特定個人情報保護委員会及び公害等調整委員会)を除き、すべての行政機関で整備されている。

なお、上記の4行政機関において平成25年度に規程が整備できなかった理由としては、組織設置直後であったことや集中管理を行うことのできる十分な書庫スペースの確保が難しかったことなどとしているが、いずれの機関においても、平成26年度中には規程を整備する予定である。

4 文書管理に係る研修の実施状況

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、公文書管理法では、行政機関の長に対し、職員に必要な研修を行うこととされている（第32条第1項）。

各行政機関における研修の実施状況をみると、表9のとおり、延べ14,609回の研修を実施しており、このうち一般職員を対象とした研修が約半数（52.4%）を占めている。

研修の参加職員数をみると、延べ394,893人が参加しており、そのうち総括文書管理者が実施する研修への参加者が延べ392,330人であり、研修参加者の大半（99.3%）を占めている。

平成24年度と比べると、研修回数及び参加職員数とも若干減少している。

表9 研修の実施状況

(単位：回、人)

研修の実施回数		14,609 (14,721)
対象者別	一般職員	7,652
	新規採用職員	922
	文書管理者	1,720
	文書管理担当者	2,909
	監査担当者	313
	転入者	881
	その他	212
研修の参加職員数		394,893 (424,012)
総括文書管理者が実施する研修		392,330
他の機関が実施する研修	人事院の職員研修（文書管理に係る講座を含むものに限る。）	16
	総務省のオンライン研修（公文書管理・情報公開等）	1,735
	（独）国立公文書館が実施する研修	623
	（独）国立公文書館以外の国立公文書館等が主催する研修	77
	その他	112

(注) ()内は、平成24年度のもの。

5 点検及び監査の実施状況

「ガイドライン」では、各行政機関における文書管理の実施責任者たる文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている。また、各行政機関における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者たる監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている。

(1) 点検の実施状況

各行政機関の点検の実施状況をみると、表10のとおり、全文書管理者23,844人のうち、23,807人(99.8%)の文書管理者が点検を実施したとしている。点検の内容としては、「行政文書ファイル等の保存場所は適切か」、「廃棄するとされた行政文書ファイル等は適切に廃棄されているか」、「行政文書ファイル等の保存場所を的確に把握しているか」などである。

これらの点検により、行政文書ファイル等が作成又は取得されているにもかかわらず行政文書ファイル管理簿への記載が漏れている、背表紙が貼付されていない、保存期間が満了しているにもかかわらず適切に廃棄等がなされていないなどの不適切事例が指摘され、各文書管理者において、改善措置が実施されている(資料14参照)。

なお、点検は、大半が「年に1回」実施(17,241人、72.3%)としているが、「半年に1回」実施(5,053人、21.2%)のほか、「3か月に1回」実施(727人、3.0%)、毎月実施(272人、1.1%)しているものもみられた。

また、点検を実施しなかった理由としては、組織設置直後であったこと等であった。

表10 点検の実施状況

(単位：人、%)

文書管理者数		点検を実施						点検を未実施
		点検の実施頻度						
		毎月	3か月に1回	半年に1回	年に1回	その他		
平成25年度	23,844 (100.0)	23,807 (99.8)	272 (1.1)	727 (3.0)	5,053 (21.2)	17,241 (72.3)	514 (2.2)	37 (0.2)
平成24年度	23,449 (100.0)	23,435 (99.9)	125 (0.5)	214 (0.9)	4,575 (19.5)	17,789 (75.9)	732 (3.1)	14 (0.1)
平成23年度	23,973 (100.0)	23,592 (98.4)	313 (1.3)	640 (2.7)	5,117 (21.3)	17,434 (72.7)	88 (0.4)	381 (1.6)

(注)1 ()内は、文書管理者数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

各行政機関における監査の実施状況をみると、42機関中37機関(注)(88.1%)で、文書管理に係る監査が実施されたとしている。そのうち28機関においては、行政文書ファイル管理簿への登録が漏れている、保存期間の異なる行政文書ファイル等が混在している、行政文書の保存期間が標準文書保存期間基準に従い設定されていない、内閣府の廃棄同意を得た行政文書ファイル等が保存期間が満了しても適切に廃棄されていないなどの指摘事項がみられ、改善措置等が行われている(資料14参照)。

なお、いずれの機関も、監査はおおむね年1回実施することとしており、文書管理者が多いところは、例えば毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査は3年又は5年で一巡させるなど、計画的に監査ができるようにしている。

また、監査を実施しなかった理由としては、監査責任者による監査対象年ではなかった、監査方針を整備中であつた等によるものである。

(注) 特定個人情報保護委員会は年度途中で新設されたものであることから、本項の対象から除外した。

6 行政文書ファイル等の紛失等の状況

(1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況

「ガイドライン」では、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしている。

平成25年度においては、各行政機関における文書管理に係る点検の結果、あるいは行政文書ファイル等を利用しようとしたところ、当該ファイル等が見当たらなかったなどにより、表11のとおり、平成24年度(255件)と比べて減少しているものの、208件の紛失等事案が判明した。

これらの紛失等の原因は、はっきりとしない場合も多くみられるが、事務引継ぎ時に紛失したもの、廃棄処理時に廃棄簿との突合作業が不十分であつたため誤廃棄したもの、ファイルの背表紙の記載が誤っていたため誤廃棄したものなどがみられた。

なお、これらの紛失等事案については、総括文書管理者への報告がなされ、各行政機関において、職員への指導、復元措置、業務手順の見直し等といった事案への対応、再発防止策等の措置がとられている(表12参照)。

○紛失等の事案と再発防止策の事例

- ・ 行政文書の管理状況の点検を行ったところ、行政文書ファイル等の所在が確認できず、調査した結果、廃棄した事実が確認できず、紛失したものとされた事案
 - ⇒ ・ 文書管理者、幹部による職員への指導の徹底。
 - ・ シュレッダー使用時における誤廃棄等防止の注意喚起を促す張り紙の貼付。
 - ・ 業者等から職員への書類の引継方法、保管状況の経過を記録に残すなど事務を改善。
- ・ 過去の記録を確認しようとしたところ、行政文書ファイルの所在不明が発覚し、誤廃棄したものとされた事案
 - ⇒ ・ 文書廃棄の際に行政文書ファイル管理簿（廃棄簿）との突合や複数名によるチェックの徹底。
 - ・ 廃棄手順書を作成し、文書管理を徹底。
 - ・ 行政文書ファイルの閲覧及び持出・返納状況を管理するため、「閲覧・貸出簿」を設け、文書管理を徹底。

○不適切な文書管理の事案と再発防止策の事例

- ・ 職員が、職務に関連する資料を関係帳簿に編てつ等せず、自宅に持ち帰っていたことが判明した事案
 - ⇒ ・ 職務に関連する資料の適切な取扱いについて、研修等により周知し徹底を図った。

表 11 紛失等の状況

(単位：件)

	紛失等事案の件数			不適切な文書管理（紛失等を除く。）			
	紛失	誤廃棄	焼失等のき損		文書作成義務違反	その他不適切 な文書管理	
平成25年度	208	149	59	0	1	0	1
平成24年度	255	187	68	0	3	0	3
平成23年度	181	147	33	1	5	1	4

表 12 事案への対応

(単位：件)

区分	紛失等事案の件数						
		関係者等への注意喚起、指導等	行政機関内への注意喚起等	業務手順、マニュアルの見直し	その他	復旧措置を行った件数	事案の公表を行った件数
紛失等事案	208	204	190	73	36	91	16
不適切な文書管理 (紛失等を除く。)	1	1	0	0	0	—	1

(2) 職員の処分の状況

行政文書ファイル等の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各行政機関において職員の処分を行っている。平成 25 年度の紛失等事案及び不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表 13 のとおり、誤廃棄 1 件、その他不適切文書管理 1 件に対し、職員 2 人に懲戒処分（停職及び減給）が行われている。

表 13 職員の処分の状況

(単位：件)

	処分事案の件数						
	紛失等事案				不適切な文書管理（紛失等を除く。）		
	紛失	誤廃棄	焼失等のき損		文書作成義務違反	その他不適切文書管理	
平成25年度	1	0	1	0	1	0	1
処分者数（人）	1	0	1	0	1	0	1
平成24年度	4	1	3	0	3	0	3
処分者数（人）	5	1	4	0	4	0	4
平成23年度	1	1	0	0	5	1	4
処分者数（人）	1	1	0	0	5	1	4

(注) 1 「処分」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条に基づく懲戒処分を表す。
 2 平成24年度は1事案に2人の処分者があったため、件数と処分者数が一致しない。

(行政文書の管理の状況)

<資料>

行政機関別内訳表

資料1 行政文書ファイル等の保有数

※ 本文中の表1の行政機関別内訳として資料編の資料1を作成(以下同じ)

資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別

資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況

資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

資料5 国立公文書館等への移管ファイル等数

資料6 廃棄に係る協議の状況

資料7 保存期間の延長理由

資料8 保存期間の延長状況

資料9-1 研修の実施状況(研修の実施回数)

資料9-2 研修の実施状況(研修の実施内容)

資料10 点検の実施状況

資料11 監査の実施状況

資料12 紛失、誤廃棄等の状況

資料13 その他不適切な文書管理の状況

資料14 点検及び監査の実施状況(指摘事項及び改善等措置状況)

資料1 行政文書ファイル等の保有数

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数									
			本省庁		施設等機関		特別の機関		地方支分部局	
		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成
内閣官房	8,187	1,407	8,187	1,407	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	17,302	280	17,302	280	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	11	4	11	4	0	0	0	0	0	0
人事院	22,960	2,232	12,243	710	1,084	169	0	0	9,633	1,353
復興庁	1,002	410	738	302	0	0	0	0	264	108
内閣府	96,702	9,482	40,722	2,616	1,959	237	3,632	423	50,389	6,206
宮内庁	20,125	2,208	17,954	1,808	1,051	269	0	0	1,120	131
公正取引委員会	7,840	1,239	4,589	552	0	0	0	0	3,251	687
国家公安委員会	195	4	195	4	0	0	0	0	0	0
警察庁	214,820	31,591	44,835	6,331	13,613	2,574	0	0	156,372	22,686
特定個人情報保護委員会	50	50	50	50	0	0	0	0	0	0
金融庁	31,594	3,055	31,594	3,055	0	0	0	0	0	0
消費者庁	3,597	486	3,597	486	0	0	0	0	0	0
総務省	188,886	16,017	83,854	5,832	2,469	191	249	42	102,314	9,952
公害等調整委員会	2,124	172	2,124	172	0	0	0	0	0	0
消防庁	4,365	655	3,855	589	510	66	0	0	0	0
法務省	1,594,497	205,162	63,321	6,219	517,213	88,774	0	0	1,013,963	110,169
公安審査委員会	336	42	336	42	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	42,541	4,638	6,469	618	321	63	0	0	35,751	3,957
検察庁	311,755	46,513	0	0	0	0	311,755	46,513	0	0
外務省	176,808	4,830	130,584	2,363	0	0	46,224	2,467	0	0
財務省	584,365	85,955	46,107	4,633	4,539	1,174	0	0	533,719	80,148
国税庁	2,736,452	396,974	28,461	3,518	13,703	2,182	16,738	2,268	2,677,550	389,006
文部科学省	81,872	3,357	78,718	2,444	2,370	813	784	100	0	0
文化庁	22,501	804	21,614	764	0	0	887	40	0	0
厚生労働省	1,494,021	240,206	72,278	7,246	47,002	9,089	0	0	1,374,741	223,871
中央労働委員会	7,800	381	7,800	381	0	0	0	0	0	0
農林水産省	405,535	47,706	36,150	4,807	50,445	7,524	2,442	309	316,498	35,066
林野庁	831,049	50,555	27,379	1,523	682	197	0	0	802,988	48,835
水産庁	7,398	1,210	4,759	720	0	0	0	0	2,639	490
経済産業省	200,840	22,216	53,022	5,200	538	97	0	0	147,280	16,919
資源エネルギー庁	8,314	1,129	8,314	1,129	0	0	0	0	0	0
特許庁	6,453	926	6,453	926	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	4,149	554	4,149	554	0	0	0	0	0	0
国土交通省	2,960,107	267,861	50,397	3,514	17,226	2,073	33,679	3,680	2,858,805	258,594
運輸安全委員会	7,729	1,453	7,729	1,453	0	0	0	0	0	0
観光庁	588	166	588	166	0	0	0	0	0	0
気象庁	193,995	20,982	15,581	1,566	11,893	1,143	0	0	166,521	18,273
海上保安庁	123,291	27,874	7,735	1,582	1,981	404	0	0	113,575	25,888
環境省	64,135	2,201	41,047	732	1,928	19	0	0	21,160	1,450
原子力規制委員会	57,739	4,733	57,739	4,733	0	0	0	0	0	0
防衛省	2,692,776	1,087,123	27,437	4,194	14,380	3,136	2,554,037	1,064,421	96,922	15,372
会計検査院	40,827	8,244	40,827	8,244	0	0	0	0	0	0
計	15,277,633	2,603,087	1,116,844	93,469	704,907	120,194	2,970,427	1,120,263	10,485,455	1,269,161
(割合)	100.0	100.0	7.3	3.6	4.6	4.6	19.4	43.0	68.9	48.8

(注) 「うち新規作成」とは、各行政機関が保有する行政文書ファイル等のうち、平成25年度中に新たに作成された行政文書ファイル等の数を表す。

資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数（再掲）			
		紙媒体	電子媒体	その他
内閣官房	8,187	7,949	238	0
内閣法制局	17,302	17,151	151	0
原子力防災会議	11	11	0	0
人事院	22,960	22,768	191	1
復興庁	1,002	862	140	0
内閣府	96,702	95,611	1,075	16
宮内庁	20,125	19,656	287	182
公正取引委員会	7,840	7,312	528	0
国家公安委員会	195	127	68	0
警察庁	214,820	207,320	7,485	15
特定個人情報保護委員会	50	50	0	0
金融庁	31,594	30,579	1,015	0
消費者庁	3,597	3,442	155	0
総務省	188,886	88,924	99,962	0
公害等調整委員会	2,124	2,086	38	0
消防庁	4,365	2,002	2,363	0
法務省	1,594,497	1,581,504	11,379	1,614
公安審査委員会	336	325	11	0
公安調査庁	42,541	41,882	658	1
検察庁	311,755	308,738	2,557	460
外務省	176,808	176,276	282	250
財務省	584,365	565,100	19,248	17
国税庁	2,736,452	2,281,988	451,875	2,589
文部科学省	81,872	77,030	51	4,791
文化庁	22,501	22,347	2	152
厚生労働省	1,494,021	1,477,680	16,273	68
中央労働委員会	7,800	7,780	20	0
農林水産省	405,535	399,223	6,300	12
林野庁	831,049	830,508	540	1
水産庁	7,398	7,242	154	2
経済産業省	200,840	189,735	11,101	4
資源エネルギー庁	8,314	7,061	1,253	0
特許庁	6,453	5,883	570	0
中小企業庁	4,149	4,031	118	0
国土交通省	2,960,107	2,618,520	314,717	26,870
運輸安全委員会	7,729	7,424	282	23
観光庁	588	558	30	0
気象庁	193,995	173,251	20,402	342
海上保安庁	123,291	122,243	1,041	7
環境省	64,135	63,403	610	122
原子力規制委員会	57,739	56,446	1,293	0
防衛省	2,692,776	2,671,235	19,832	1,709
会計検査院	40,827	35,197	5,047	583
計	15,277,633	14,238,460	999,342	39,831
(割合)	100.0	93.2	6.5	0.3

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム、個別業務システム等で管理される行政文書ファイル等を表す。

2 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数（再掲）		うち新規作成（再掲）			
		設定済み	未設定	設定済み	未設定	
内閣官房	8,187	8,107	80	1,407	1,395	12
内閣法制局	17,302	17,302	0	280	280	0
原子力防災会議	11	0	11	4	0	4
人事院	22,960	8,366	14,594	2,232	1,139	1,093
復興庁	1,002	1,002	0	410	410	0
内閣府	96,702	86,374	10,328	9,482	9,480	2
宮内庁	20,125	20,125	0	2,208	2,208	0
公正取引委員会	7,840	7,840	0	1,239	1,239	0
国家公安委員会	195	195	0	4	4	0
警察庁	214,820	211,073	3,747	31,591	31,591	0
特定個人情報保護委員会	50	50	0	50	50	0
金融庁	31,594	30,143	1,451	3,055	1,982	1,073
消費者庁	3,597	3,577	20	486	486	0
総務省	188,886	186,921	1,965	16,017	15,935	82
公害等調整委員会	2,124	2,029	95	172	156	16
消防庁	4,365	4,353	12	655	652	3
法務省	1,594,497	1,450,631	143,866	205,162	203,654	1,508
公安審査委員会	336	309	27	42	42	0
公安調査庁	42,541	35,590	6,951	4,638	4,638	0
検察庁	311,755	305,060	6,695	46,513	46,458	55
外務省	176,808	88,473	88,335	4,830	4,792	38
財務省	584,365	413,432	170,933	85,955	85,939	16
国税庁	2,736,452	2,726,992	9,460	396,974	396,843	131
文部科学省	81,872	22,816	59,056	3,357	3,327	30
文化庁	22,501	6,083	16,418	804	804	0
厚生労働省	1,494,021	1,463,671	30,350	240,206	239,775	431
中央労働委員会	7,800	5,013	2,787	381	381	0
農林水産省	405,535	390,109	15,426	47,706	46,616	1,090
林野庁	831,049	652,553	178,496	50,555	50,366	189
水産庁	7,398	7,304	94	1,210	1,210	0
経済産業省	200,840	200,840	0	22,216	22,216	0
資源エネルギー庁	8,314	8,228	86	1,129	1,129	0
特許庁	6,453	6,453	0	926	926	0
中小企業庁	4,149	4,115	34	554	554	0
国土交通省	2,960,107	2,398,001	562,106	267,861	267,116	745
運輸安全委員会	7,729	7,729	0	1,453	1,453	0
観光庁	588	499	89	166	166	0
気象庁	193,995	179,790	14,205	20,982	20,767	215
海上保安庁	123,291	120,005	3,286	27,874	27,665	209
環境省	64,135	12,945	51,190	2,201	2,129	72
原子力規制委員会	57,739	29,191	28,548	4,733	4,717	16
防衛省	2,692,776	2,692,776	0	1,087,123	1,087,123	0
会計検査院	40,827	36,950	3,877	8,244	8,244	0
計	15,277,633	13,853,015	1,424,618	2,603,087	2,596,057	7,030
(割合)	100.0	90.7	9.3	100.0	99.7	0.3

資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

(単位：ファイル)

行政機関名	平成25年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等数			
		移 管	廃 棄	延 長
内閣官房	887	74	448	365
内閣法制局	577	401	144	32
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	7,335	134	7,133	68
復興庁	25	0	25	0
内閣府	8,945	306	400	8,239
宮内庁	1,974	239	1,124	611
公正取引委員会	1,225	75	1,055	95
国家公安委員会	7	0	4	3
警察庁	40,841	197	38,572	2,072
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0
金融庁	5,293	84	0	5,209
消費者庁	329	26	300	3
総務省	32,423	274	62	32,087
公害等調整委員会	171	63	108	0
消防庁	77	0	77	0
法務省	193,819	248	190	193,381
公安審査委員会	123	0	62	61
公安調査庁	14,496	3	0	14,493
検察庁	38,413	2	5,655	32,756
外務省	21,695	4,523	0	17,172
財務省	107,856	556	73,969	33,331
国税庁	430,238	11	427,586	2,641
文部科学省	24,986	21	0	24,965
文化庁	10,619	0	0	10,619
厚生労働省	240,900	449	0	240,451
中央労働委員会	533	92	437	4
農林水産省	96,439	326	95,792	321
林野庁	152,171	30	144,312	7,829
水産庁	1,359	33	1,326	0
経済産業省	25,873	730	0	25,143
資源エネルギー庁	1,505	116	0	1,389
特許庁	1,076	50	1,020	6
中小企業庁	501	44	0	457
国土交通省	378,534	383	0	378,151
運輸安全委員会	759	24	735	0
観光庁	34	0	34	0
気象庁	35,219	9	35,180	30
海上保安庁	13,124	11	13,113	0
環境省	5,860	13	0	5,847
原子力規制委員会	5,443	0	0	5,443
防衛省	898,315	202	896,129	1,984
会計検査院	7,496	49	6,442	1,005
計	2,807,495	9,798	1,751,434	1,046,263
(割合)	100.0	0.3	62.4	37.3

資料5 国立公文書館等への移管ファイル等数

(単位：ファイル)

行政機関名	国立公文書館等への移管ファイル等数	平成25年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等数	移管された文書の例
内閣官房	74	887	閣議・事務次官等会議資料、御署名原本、官報公布目録
内閣法制局	401	577	法律案審議録、政令案審議録
原子力防災会議	0	0	—
人事院	134	7,335	各種試験施行記録、試験問題、人事院会議議事録
復興庁	0	25	—
内閣府	306	8,945	叙勲閣議請議決裁書、各種白書関係、大臣記者会見録
宮内庁	239	1,974	行事関係録（昭和58年）、業務記録（平成20年）
公正取引委員会	75	1,225	審決書原本、委員会議事録
国家公安委員会	0	7	—
警察庁	197	40,841	管区局長・本部長会議、警察統計報告、調査研究資料
特定個人情報保護委員会	0	0	—
金融庁	84	5,293	検査基本方針、金融審議会資料、
消費者庁	26	329	国民生活審議会関係資料、国民生活センター事業報告
総務省	274	32,423	平成15年度各府省政策評価書、電波監理審議会議事要旨
公害等調整委員会	63	171	公害等調整委員会会議資料、公害苦情処理事例集
消防庁	0	77	—
法務省	248	193,819	司法試験考査委員会議関係書類、出入国管理業務統計報告
公安審査委員会	0	123	—
公安調査庁	3	14,496	昭和58年度閣議請議原義
検察庁	2	38,413	裁判員制度実施準備検討に関する資料
外務省	4,523	21,695	外交記録、国際会議関係資料
財務省	556	107,856	財政制度等審議会関係資料、概算閣議請議
国税庁	11	430,238	国税庁統計年報書
文部科学省	21	24,986	教育勅語（原本）、普通教育ニ関スル御沙汰書
文化庁	0	10,619	—
厚生労働省	449	240,900	中央最低賃金審議会諮問等、第69回ILO総会（昭和58年度）
中央労働委員会	92	533	新賃金調停、労働争議関係書類
農林水産省	326	96,439	食品の安全性に係る通知、各種交付金交付要綱
林野庁	30	152,171	営林局国有林森林計画
水産庁	33	1,359	水産政策審議会関係書類、各種交付金交付要綱
経済産業省	730	25,873	昭和37年鉱業法改正関係資料、産業構造審議会関係資料
資源エネルギー庁	116	1,505	総合エネルギー調査会原子力部会資料、各種補助金交付要綱
特許庁	50	1,076	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会関係資料
中小企業庁	44	501	中小企業政策審議会諮問
国土交通省	383	378,534	運輸審議会議事録、一級水系河川整備基本方針
運輸安全委員会	24	759	航空事故調査報告書、運輸安全委員会航空部会議事録
観光庁	0	34	—
気象庁	9	35,219	交通政策審議会気象分科会総会関係資料
海上保安庁	11	13,124	海上保安統計年報
環境省	13	5,860	環境庁組織令の一部を改正する政令
原子力規制委員会	0	5,443	—
防衛省	202	898,315	海上自衛隊報、業務運営計画
会計検査院	50	7,496	処置要求・意見表示、会計検査の基本方針
計	9,799	2,807,495	
(割合)	0.3	100.0	

資料6 廃棄に係る協議の状況

(単位：ファイル)

行政機関名	廃棄に係る協議数（平成26年3月31日現在）			
		同意	不同意	協議中
内閣官房	448	448	0	0
内閣法制局	144	144	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	7,133	7,133	0	0
復興庁	16	0	0	16
内閣府	33	33	0	0
宮内庁	1,124	1,124	0	0
公正取引委員会	1,055	0	0	1,055
国家公安委員会	4	0	0	4
警察庁	38,572	0	0	38,572
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0
消費者庁	303	303	0	0
総務省	0	0	0	0
公害等調整委員会	108	108	0	0
消防庁	77	0	0	77
法務省	190	0	0	190
公安審査委員会	62	62	0	0
公安調査庁	0	0	0	0
検察庁	5,655	0	0	5,655
外務省	0	0	0	0
財務省	75,429	75,429	0	0
国税庁	316,978	312,358	0	4,620
文部科学省	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0
中央労働委員会	437	437	0	0
農林水産省	95,792	83,375	0	12,417
林野庁	37,544	0	0	37,544
水産庁	1,326	1,326	0	0
経済産業省	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0
特許庁	1,020	1,020	0	0
中小企業庁	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0
気象庁	9,673	0	0	9,673
海上保安庁	13,113	0	0	13,113
環境省	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0
防衛省	249,291	0	0	249,291
会計検査院	0	0	0	0
計	855,527	483,300	0	372,227
(割合)	100.00	56.49	0.00	43.51

資料7 保存期間の延長理由

(単位：ファイル)

行政機関名	保存期間を延長した行政文書ファイル等数（再掲）									
		公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長				公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長				
		第1号に基づくもの (監査、検査等)	第2号に基づくもの (訴訟手続)	第3号に基づくもの (不服申立手続)	第4号に基づくもの (開示請求)		延長理由の例			
						国会関係用務に必要とするため	法令の制定又は改廃用務に必要とするため	災害等の緊急事態対応のため		
内閣官房	365	4	0	2	0	2	361	3	225	0
内閣法制局	32	0	0	0	0	0	32	27	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	68	31	0	0	1	30	37	2	32	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	8,239	0	0	0	0	0	8,239	16	24	0
宮内庁	611	0	0	0	0	0	611	3	2	0
公正取引委員会	95	1	1	0	0	0	94	34	23	0
国家公安委員会	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0
警察庁	2,072	8	1	6	0	1	2,064	36	88	3
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	5,209	19	15	0	0	4	5,190	28	103	3
消費者庁	3	0	0	0	0	0	3	3	0	0
総務省	32,087	0	0	0	0	0	32,087	520	622	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	193,381	41	18	0	0	23	193,340	2	14	15
公安審査委員会	61	0	0	0	0	0	61	0	0	0
公安調査庁	14,493	0	0	0	0	0	14,493	4	24	0
検察庁	32,756	147	136	1	2	8	32,609	0	16	1
外務省	17,172	158	3	0	154	1	17,014	0	0	0
財務省	33,331	25	2	9	1	13	33,306	50	38	2
国税庁	2,641	143	3	22	0	118	2,498	0	124	58
文部科学省	24,965	0	0	0	0	0	24,965	0	0	0
文化庁	10,619	0	0	0	0	0	10,619	0	0	0
厚生労働省	240,451	0	0	0	0	0	240,451	42	102	0
中央労働委員会	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0
農林水産省	321	0	0	0	0	0	321	0	8	0
林野庁	7,829	4	0	0	0	4	7,825	0	169	13
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	25,143	63	0	1	48	14	25,080	22	91	4
資源エネルギー庁	1,389	0	0	0	0	0	1,389	0	3	1
特許庁	6	6	0	0	0	6	0	0	0	0
中小企業庁	457	0	0	0	0	0	457	0	0	0
国土交通省	378,151	2	1	0	0	1	378,149	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	30	0	0	0	0	0	30	0	3	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	5,847	0	0	0	0	0	5,847	0	0	0
原子力規制委員会	5,443	0	0	0	0	0	5,443	0	0	0
防衛省	1,984	114	57	0	2	55	1,870	101	50	0
会計検査院	1,005	60	56	0	0	4	945	19	18	0
計	1,046,263	826	293	41	208	284	1,045,437	912	1,779	100
(割合)	100.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	99.9	0.1	0.2	0.0

資料8 保存期間の延長状況

(単位：ファイル)

行政機関名	公文書管理法施行令第9条第2項に基づき延長した行政文書ファイル等数（再掲）		
		うち30年以上の 延長を行ったもの	うち通算の保存期間 が60年以上となるもの
内閣官房	361	0	0
内閣法制局	32	0	0
原子力防災会議	0	0	0
人事院	37	0	0
復興庁	0	0	0
内閣府	8,239	29	23
宮内庁	611	157	206
公正取引委員会	94	13	13
国家公安委員会	3	0	0
警察庁	2,064	41	36
特定個人情報保護委員会	0	0	0
金融庁	5,190	0	1
消費者庁	3	0	0
総務省	32,087	22	21
公害等調整委員会	0	0	0
消防庁	0	0	0
法務省	193,340	55	104
公安審査委員会	61	0	0
公安調査庁	14,493	0	320
検察庁	32,609	208	320
外務省	17,014	0	7
財務省	33,306	45	113
国税庁	2,498	74	75
文部科学省	24,965	0	1,980
文化庁	10,619	0	1,985
厚生労働省	240,451	0	13
中央労働委員会	4	0	0
農林水産省	321	64	66
林野庁	7,825	4,487	4,485
水産庁	0	0	0
経済産業省	25,080	22	9
資源エネルギー庁	1,389	0	0
特許庁	0	0	0
中小企業庁	457	0	0
国土交通省	378,149	57	53
運輸安全委員会	0	0	0
観光庁	0	0	0
気象庁	30	0	0
海上保安庁	0	0	0
環境省	5,847	0	2
原子力規制委員会	5,443	0	0
防衛省	1,870	113	125
会計検査院	945	8	8
計	1,045,437	5,395	9,965

資料9-1 研修の実施状況(研修の実施回数)

(単位:回)

行政機関名	研修の実施回数							
	対象者別							その他
	一般職員	新規採用職員	文書管理者	文書管理担当者	監査担当者	転入者		
内閣官房	1	0	0	0	1	0	0	0
内閣法制局	1	1	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	6	0	1	1	1	0	0	3
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	2	0	1	0	1	0	0	0
宮内庁	12	3	1	0	7	0	0	1
公正取引委員会	6	0	3	0	3	0	0	0
国家公安委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
警察庁	962	603	167	19	173	0	0	0
特定個人情報保護委員会	1	0	0	0	1	0	0	0
金融庁	15	10	1	0	0	0	2	2
消費者庁	4	0	3	0	1	0	0	0
総務省	29	13	9	3	2	0	0	2
公害等調整委員会	1	0	0	0	1	0	0	0
消防庁	1	0	0	0	0	0	1	0
法務省	1,466	632	292	261	237	5	29	10
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	7	1	5	0	1	0	0	0
検察庁	118	17	8	14	17	1	1	60
外務省	19	8	2	4	1	0	4	0
財務省	714	503	31	82	62	0	7	29
国税庁	1,031	798	15	100	52	1	1	64
文部科学省	14	12	1	0	1	0	0	0
文化庁	9	7	1	0	1	0	0	0
厚生労働省	296	154	20	23	70	0	1	28
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	479	436	0	16	26	1	0	0
林野庁	65	48	6	4	7	0	0	0
水産庁	20	20	0	0	0	0	0	0
経済産業省	108	55	6	2	37	0	2	6
資源エネルギー庁	19	10	5	2	2	0	0	0
特許庁	17	8	2	1	3	1	2	0
中小企業庁	11	7	0	1	1	0	2	0
国土交通省	44	15	7	3	14	0	0	5
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	4	0	1	0	3	0	0	0
海上保安庁	141	35	1	25	68	0	12	0
環境省	14	13	1	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	4	4	0	0	0	0	0	0
防衛省	8,958	4,235	331	1,158	2,114	304	816	0
会計検査院	9	3	1	1	1	0	1	2
計	14,609	7,652	922	1,720	2,909	313	881	212

資料9-2 研修の実施状況（研修の実施内容）

（単位：人）

行政機関名	研修に参加させた文書管理者数			研修参加職員数						
	総括文書管理者が実施する研修	他の機関が実施する研修	総括文書管理者が実施する研修	他の機関が実施する研修						
				人事院職員研修	総務省のオンライン研修	(独) 国立公文書館が実施する研修	(独) 国立公文書館以外の国立公文書館等が実施する研修	その他		
内閣官房	4	4	0	16	7	0	0	9	0	0
内閣法制局	6	6	1	74	69	0	1	3	0	1
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	35	35	6	116	102	0	0	14	0	0
復興庁	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0
内閣府	42	26	16	92	72	0	0	20	0	0
宮内庁	25	15	15	165	61	0	90	12	2	0
公正取引委員会	26	26	1	139	134	0	0	5	0	0
国家公安委員会	1	1	0	12	12	0	0	0	0	0
警察庁	460	460	23	12,688	12,645	0	23	4	0	16
特定個人情報保護委員会	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0
金融庁	79	79	36	1,682	1,633	0	0	49	0	0
消費者庁	9	9	2	159	155	0	0	4	0	0
総務省	115	60	55	624	383	0	175	50	1	15
公害等調整委員会	1	1	1	5	0	0	1	4	0	0
消防庁	15	0	1	79	79	0	0	0	0	0
法務省	1,670	1,593	90	40,905	40,729	8	52	103	2	11
公安審査委員会	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0
公安調査庁	67	65	5	99	92	0	0	2	0	5
検察庁	812	785	85	2,836	2,668	0	138	7	0	23
外務省	317	317	1	5,974	5,956	0	3	15	0	0
財務省	1,039	1,039	13	18,956	18,354	0	590	2	1	9
国税庁	3,321	3,321	12	70,945	70,924	0	0	11	0	10
文部科学省	90	90	17	507	485	0	1	21	0	0
文化庁	10	10	0	41	41	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,086	1,043	70	4,092	3,672	1	383	36	0	0
中央労働委員会	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1
農林水産省	273	273	22	11,438	11,404	0	3	27	0	4
林野庁	132	132	12	1,166	1,154	1	0	0	0	11
水産庁	18	18	1	512	511	0	0	1	0	0
経済産業省	500	500	12	6,745	6,733	0	1	11	0	0
資源エネルギー庁	27	27	0	763	763	0	0	0	0	0
特許庁	21	21	0	3,382	3,382	0	0	0	0	0
中小企業庁	15	15	0	404	404	0	0	0	0	0
国土交通省	533	506	27	955	922	0	26	4	0	3
運輸安全委員会	2	0	2	2	0	0	1	1	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	9	0	9	39	23	1	1	11	0	3
海上保安庁	200	25	172	904	679	5	168	4	48	0
環境省	108	108	24	231	201	0	30	0	0	0
原子力規制委員会	17	15	2	161	159	0	0	2	0	0
防衛省	5,217	5,217	140	207,831	207,598	0	46	164	23	0
会計検査院	51	47	20	149	122	0	2	25	0	0
計	16,357	15,890	896	394,893	392,330	16	1,735	623	77	112

資料10 点検の実施状況

(単位：人)

行政機関名	文書管理者数								
	点検を実施	点検の実施頻度						点検を未実施	
		毎月	3か月に1回	4か月に1回	半年に1回	年に1回	その他		
内閣官房	100	93	0	0	0	0	93	0	7
内閣法制局	6	6	0	0	0	0	6	0	0
原子力防災会議	4	0	0	0	0	0	0	0	4
人事院	35	35	0	0	0	0	35	0	0
復興庁	35	35	0	0	0	0	35	0	0
内閣府	128	128	0	0	0	0	128	0	0
宮内庁	30	30	0	0	0	0	30	0	0
公正取引委員会	27	27	0	0	0	0	27	0	0
国家公安委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0
警察庁	460	460	4	103	46	102	192	13	0
特定個人情報保護委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0
金融庁	79	79	0	0	0	0	79	0	0
消費者庁	9	9	0	0	0	0	9	0	0
総務省	547	547	0	0	0	7	532	8	0
公害等調整委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0
消防庁	15	15	0	0	0	0	15	0	0
法務省	2,291	2,286	0	0	3	197	2,086	0	5
公安審査委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0
公安調査庁	102	102	0	0	0	2	100	0	0
検察庁	902	902	0	0	0	32	870	0	0
外務省	317	317	0	0	0	22	295	0	0
財務省	1,039	1,039	0	187	0	0	847	5	0
国税庁	3,321	3,321	0	0	0	3,321	0	0	0
文部科学省	93	93	0	0	0	0	93	0	0
文化庁	11	11	0	0	0	0	11	0	0
厚生労働省	1,970	1,970	0	0	0	0	1,970	0	0
中央労働委員会	16	16	0	0	0	0	16	0	0
農林水産省	279	279	0	0	0	0	279	0	0
林野庁	133	133	0	0	0	0	133	0	0
水産庁	20	20	0	0	0	0	20	0	0
経済産業省	500	500	0	0	0	0	500	0	0
資源エネルギー庁	27	27	0	0	0	0	27	0	0
特許庁	21	21	0	0	0	0	21	0	0
中小企業庁	15	15	0	0	0	0	15	0	0
国土交通省	4,907	4,907	0	0	0	68	4,839	0	0
運輸安全委員会	13	13	0	0	0	3	9	1	0
観光庁	9	9	0	0	0	0	9	0	0
気象庁	314	314	0	0	0	0	307	7	0
海上保安庁	653	653	6	24	11	103	509	0	0
環境省	108	108	0	0	0	0	108	0	0
原子力規制委員会	35	14	0	0	0	0	14	0	21
防衛省	5,217	5,217	262	413	228	1,196	2,926	192	0
会計検査院	52	52	0	0	0	0	52	0	0
計	23,844	23,807	272	727	288	5,053	17,241	226	37
(割合)	100.0	99.8	1.1	3.0	1.2	21.2	72.3	0.9	0.2

資料11 監査の実施状況

行政機関名	監査の実施状況			監査の実施頻度
	実施した	指摘事項の有無		
		指摘事項の有無	改善措置の実施の有無	
内閣官房	○	○	○	年に1回
内閣法制局	○	—	—	年に1回
原子力防災会議	—	—	—	年に1回
人事院	○	○	○	年に1回
復興庁	○	—	—	年に1回
内閣府	○	○	○	年に1回
宮内庁	○	○	○	年に1回
公正取引委員会	○	○	○	年に1回
国家公安委員会	○	—	—	年に1回
警察庁	○	○	○	年に1回
特定個人情報保護委員会	—	—	—	年に1回
金融庁	○	○	○	年に1回
消費者庁	○	○	○	年に1回
総務省	○	○	○	年に1回
公害等調整委員会	○	○	○	年に1回
消防庁	○	—	—	年に1回
法務省	○	○	○	年に1回
公安審査委員会	○	—	—	年に1回
公安調査庁	○	○	○	年に1回
検察庁	○	○	○	年に1回
外務省	○	○	○	年に1回
財務省	○	○	○	その他
国税庁	○	○	○	年に1回
文部科学省	○	—	—	年に1回
文化庁	○	—	—	年に1回
厚生労働省	○	○	○	年に1回
中央労働委員会	○	○	○	年に1回
農林水産省	○	○	○	※ その他
林野庁	○	○	○	※ その他
水産庁	○	—	—	※ その他
経済産業省	○	○	○	年に1回
資源エネルギー庁	○	○	○	年に1回
特許庁	○	—	—	年に1回
中小企業庁	○	○	○	年に1回
国土交通省	○	○	○	※ その他
運輸安全委員会	—	—	—	※ その他
観光庁	—	—	—	※ その他
気象庁	○	○	○	※ その他
海上保安庁	○	○	○	年に1回
環境省	—	—	—	その他
原子力規制委員会	—	—	—	年に1回
防衛省	○	○	○	年に1回
会計検査院	○	○	○	年に1回
計	37	28	28	

(注) 1 「監査の実施頻度」欄で「その他」のものは、毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査は3年又は5年で一巡させるなどの取組を行っているものである。
また、※は本省に設置された監査責任者が監査対象としている機関である。

2 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は当該項目に該当がないものを表す。

資料12 紛失、誤廃棄等の状況

(単位：件)

行政機関名	紛失等事案の発生件数				事案への対応								
	紛失	誤廃棄	焼失等の き損	関係者等 への注意 喚起、指 導等	再発防止のための措置				復旧措置 を行った 件数	事案の公 表を行った 件数	懲戒処分 を行った 件数	処分者数(人)	
					行政機関 内への注 意喚起、 適正管理 の徹底周 知等	業務手 順、マ ニュアル 等の見直 し	その他	本人				監督者	
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	11	3	8	0	11	11	3	0	0	0	0	0	0
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	73	52	21	0	73	73	47	34	22	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	0	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0
検察庁	9	5	4	0	7	4	2	1	4	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	6	3	3	0	6	6	5	0	3	0	0	0	0
国税庁	88	79	9	0	87	84	8	0	57	6	1	1	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	11	4	7	0	10	10	6	1	4	10	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	1	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	5	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
計	208	149	59	0	204	190	73	36	91	16	1	1	0

(注) 再発防止策の「その他」には、対応検討中、個別の研修を実施などがある。

資料13 その他の不適切な文書管理の状況

(単位：件)

行政機関名	不適切な文書管理（紛失等を除く。）に対して懲戒処分を行った件数									
	文書作成義務違反	その他不適切文書管理	再発防止のための措置					事案の公表を行った件数	処分者数（人）	
			関係者等への注意喚起、指導等	行政機関内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	本人		監督者	
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0

資料14 点検及び監査の実施状況(指摘事項及び改善等措置状況)

区分	主な指摘事項	改善等措置状況	
管理体制	文書管理者等として、職員に対して指導・監督していなかった。	文書管理者等として、職員に対して適切な指導・監督を行うよう指導した。	
作成	所管する業務上作成される行政文書について、現行の基準で参酌することができないものがあつた。	基準の改正を指導し、改善報告を受けた。	
	意思決定に至る経緯・過程等に関する文書が未作成であつた。	該当する行政文書ファイルについて、速やかに作成するよう指導し、改善報告を受けた。	
整理	分類	相互に密接な関連を有する行政文書ファイルを一つのファイルにまとめていなかった。	1つのファイルに統合させ、必要に応じて分冊とした。
		行政文書と個人文書を区別して綴っていないが、綴っていた。	行政文書と個人文書を区別して綴るよう指導した。
	名称	「～関係書類」という抽象的な名称を使用していた。	具体的な内容を補足するか、標準文書保存期間基準を見直すよう指導し、改善報告を受けた。
		内容が不明又は誤った名称のファイルの使用が見られた。	標準文書保存期間基準に従い、ファイル名を修正等するよう指導し、改善報告を受けた。
	保存期間	標準文書保存期間基準が作成されていないが、作成されていた。	速やかに作成するよう指示。標準保存期間基準は翌年度7月中には作成予定。作成後、提出する旨の報告を受けた。
		行政文書の保存期間が、標準文書保存期間基準に従い設定されていないが、設定されていた。	誤廃棄の原因となることから、文書取扱規程に基づき改善を行った。また、講習会で再発防止について注意喚起した。
		保存期間が異なる行政文書や複数年度にまたがる行政文書が一つの行政文書ファイルに綴られていた。	保存期間ごと、年度ごと(可能であれば業務のプロセスごと)に分冊するよう指導し、その後改善状況を確認した。
		保存期間満了時の措置(レコードスケジューリング)の設定がなされていないファイルが存在した。	保存期間の満了前のできる限り早い時期に定めるよう指導。随時対応を行っていく予定との報告を受けた。
保存	紙文書の保存場所・方法	秘密指定された行政文書ファイルを施錠装置を有するキャビネット等において適切に保存していなかった。	秘密指定された行政文書ファイルは、施錠装置を有するキャビネット等において適切に保存するよう指導した。
		行政文書ファイル等に保存用背表紙が貼付されていないものがあつた。	速やかに保存用背表紙を貼付するよう指示し、その後、是正した旨の報告を受けた。
		行政文書ファイル管理簿と背表紙等の記載内容に齟齬があるファイルがあつた。	行政文書ファイルの記載内容を記載するよう指導し、改善報告を受けた。
		個人文書と行政文書が混在して管理されている例が見受けられた。	個人文書は個人使用が認められた書棚等に区別して管理するよう、該当課室の文書管理者に対し、文書管理担当者を通じて改善に向けた説明及び指導を行った。
	引継手続	人事異動や組織改編に伴う事務の引継ぎの際、関連する行政文書ファイルを円滑にかつ確実に後任の職員又は組織改編後の新組織に引き継いでいなかった。	人事異動や組織改編に伴う事務の引継ぎの際、関連する行政文書ファイルを円滑にかつ確実に後任の職員又は組織改編後の新組織に引き継ぐよう指導した。
集中管理の推進	保存期間が30年以上の文書ファイル(主管課で5年間保存した後)を文書集中管理担当課で集中管理していなかった。	集中管理の方針に基づき、平成28年度までに実施するように検討中。	

区分		主な指摘事項	改善等措置状況
行政文書 ファイル管理 簿		文書は作成されているが、文書管理システムへ登録がされておらず行政文書ファイル管理簿に登録されていなかった。	速やかに文書管理システムに登録し、行政文書ファイル管理簿に登録するよう指導した。
		行政文書ファイル管理簿への誤記載及び記載漏れがあった。	記載漏れについては記載し、誤記載については修正した。
移管、廃棄 又は保存期 間の延長	保存期間満了 時の措置	ファイル等について、保存期間が満了する前のできる限り早い段階に、保存期間が満了したときの措置を定めていなかった。	保存期間満了時の措置について定めをしていない文書等について、早急に定めるよう指示した。
		保存期間が満了しているにもかかわらず、延長あるいは廃棄されていないファイルがあった。	速やかに廃棄同意リスト等を再確認し、廃棄すべきものは廃棄するよう指示し、改善報告を受けた。
	移管	移管すべきファイル等を適切に移管していなかった。	移管できていなかった行政文書について、移管手続を開始した。
	廃棄	保存期間が満了し、かつ、内閣府の廃棄同意が得られた行政文書ファイルについて、廃棄されていなかった。	保存期間が満了し、かつ、内閣府の廃棄同意が得られた行政文書ファイルについては、速やかに廃棄し、廃棄日を副総括文書管理者に通知するよう指導し、その後改善状況を確認した。
廃棄作業を複数の職員で行わず、単独で行っているケースがあった。		廃棄目録との突合等は、必ず複数の職員によるダブルチェックを行うよう指導し、改善報告を受けた。	
延長	保存期間が満了した行政文書について、廃棄漏れや延長手続漏れが見受けられた。	速やかに、廃棄、延長の処理を行った。	
	延長措置が実施されていなかった。	延長手続を行わなければならないものを特定の上、手続を行うよう指導し、改善報告を受けた。	
	紛失等への対応	行政文書ファイル等の誤廃棄や紛失事案があった。	速やかに文書管理者が総括文書管理者に報告し復旧作業を行った。バックアップ等が無く、復旧が困難なものは内閣府に報告を行った。また、関係職員の指導を行った上、文書管理者に対する研修を実施するなどの再発防止策を行った。
		監査により紛失が発覚した行政文書ファイルがあった。	速やかな報告及び改善措置を講じるよう指示し、措置を行った旨報告を受けた。
研修		総括文書管理者や国立公文書館等が開催する公文書管理の研修を職員に受講させていなかった。	今後研修を受講させることとした。
		公文書管理に関する研修等を受講していなかった。また、部局内への周知も行っていなかった。	今後は研修を受講するよう指導し、今後の研修は確実に周知を行うとの報告を受けた。